

児童生徒用タブレット端末の貸与と故障時の取り扱いについて（ご案内）

令和8年3月
羽曳野市教育委員会

日頃より本市の教育行政およびICT教育の推進にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。令和8年度より、すべての子どもたちに新しい学習用タブレット端末と付属品（以下、端末）を配付いたします。この端末は、今の時代の「文房具（ぶんぼうぐ）」です。鉛筆やノートと同じように、毎日使って、自分の考えをまとめたり、調べたりするために使います。端末の更新にあたり、故障したときのルールを改めてまとめました。

1. 市（教育委員会）が修理費を負担する場合

「勉強中に、うっかり壊してしまった」ときは、保護者がお金を払う必要はありません。安心して学習に使ってください。



勉強中に、うっかり机から落としてしまった。



ランドセルの中で、水筒の飲み物がもれてぬれてしまった。



いつもどおり使っていたのに、動かなくなった（機械の寿命など）



盗難にあった場合（警察への届出が必要です）

2. 保護者に修理費のご負担をお願いする場合

故意（※1）、重大な過失（※2）と判断した場合、修理費等をご負担いただくことがあります。

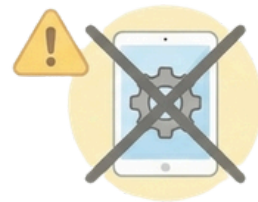
【ご負担をお願いする例】



わざと投げたり、叩いたり、踏んだりした。



お風呂で使ったり、雨の日に屋外で使ったりした。



学習以外の目的で、端末の改造（設定を勝手に変えること）をした。



紛失（家の中でどこにあるかわからない、外に置き忘れたなど）



ペットが噛んで壊した。

負担額の上限は52,800円

52,800円

修理が必要な場合でも、端末の購入額である52,800円が1台あたりの支払い上限です。

【言葉の解説】

※1：故意（こい）とは…「壊れてもいい」と思ってやったことや、わざとやったことを言います。

※2：重大な過失（じゅうだいなかしつ）とは…「ふつうでは考えられないような、とても不注意な行動」のことです。

3. 判断のプロセスについて

もし端末が壊れてしまっても、**すべてにおいて請求するものではありません**。教育委員会が、「どうして壊れたのか」など状況を確認した上で、判断します。

保護者の皆さまの不安にお答えします

Q & A

Q. 弁償が怖いので、タブレットを借りたくない（持ち帰らせたくない）のですが。

A. タブレットは今の時代の「文房具」です。学校の授業で毎日使うため、貸し出しにご理解をお願いします。「うっかり壊した」だけでお金を請求することはありません。お子さまが失敗を恐れて「使いたくない」と思ってしまわないよう、ご家庭でも励ましていただければ幸いです。

Q. 家で壊してしまったら、すべて保護者の責任になりますか？

A. 場所が「家」だからという理由だけで弁償をお願いすることはありません。お家での学習中に、うっかり落としたりした場合は、学校での故障と同じく市が負担します。ありのままの状況を教えていただければ大丈夫です。

Q. 壊れたときに、学校から厳しく責められたりしませんか？

A. 故障は「学びの過程で起こりうるもの」と考えています。お子様や保護者様を責めることが目的ではありません。次に壊さないための工夫を一緒に考えるための対話ですので、安心してお話しください。

Q. 子どもに発達上の特性があり、悪気なく乱暴に扱ってしまうのが心配です。

A. お子様一人ひとりの特性を大切に考えています。特性による行動で壊れてしまった場合、それを「わざと（故意）」と判断することはありません。状況とお子様の様子をお聞きして判断しますので、まずは学校へご相談ください。

Q. なぜ「保険」に入って、完全に無料にしないのですか？

A. 公費（税金）で運営しているため、「物を大切にする」という教育的視点と、公平な税活用の観点から、明らかに不適切な扱いに限ってご負担をお願いするルールとしています。なお、ご負担いただく場合でも上限額（52,800円）を設けています。

Q. 中古の端末や、もっと安い端末を自分で用意して持たせてもいいですか？

A. 学校では、全員が同じ学習アプリを使い、セキュリティ（安全な通信）を保つために、市が貸与する端末を使用する必要があります。ご自身で用意された端末では、授業の内容が受けられなくなる可能性があるため、貸与する端末をご活用ください。

Q. きょうだいが下の子のタブレットを壊してしまった場合はどうなりますか？

A. ごきょうだいによる破損であっても、勉強中に近くにいたきょうだいがぶつかってしまった等、個別に事情をお聞きします。まずは学校へご相談ください。

Q. 友達に貸して壊された、あるいは友達とふざけていて壊れた場合はどうなりますか？

A. タブレットは個人の「文房具」ですので、原則として貸し借りはしないよう指導しています。しかし、万が一、お友達とのトラブルで壊れた場合は、学校が双方からお話を聞き、状況を確認します。保護者様同士で直接示談を急ぐ必要はありません。

Q. 保護者が自分で「民間（家電量販店など）の修理店」に持ち込んで直してもいいですか？

A. ご自身での修理は絶対にしないでください。学校の端末は特別な管理設定やセキュリティがかかっており、指定業者以外が分解すると、以後学校で利用できなくなる可能性があります。故障した場合は、まず学校に連絡してください。